

青島市财富管理金融総合改革試験区におけるクロスボーダー人民元貸付業務の試行管理弁法

青島・昆山・厦門・泉州・南沙・横琴で新たな人民元外債管理が開始される

中国トランザクションバンキング部

人民銀行青島市中心支行は、2015年7月28日付で『青島市财富管理金融総合改革試験区¹におけるクロスボーダー人民元貸付業務の試行管理弁法』公布に関する通知(青銀発[2015]149号)を公布しました。人民元外債の調達を、投注差(総投資額と登録資本金の差額)に基づく個社の外債枠ではなく、エリア全体での残高総量管理を行うという、新たな人民元外債管理が規定されています。

1、人民銀行による新たな人民元外債管理とは

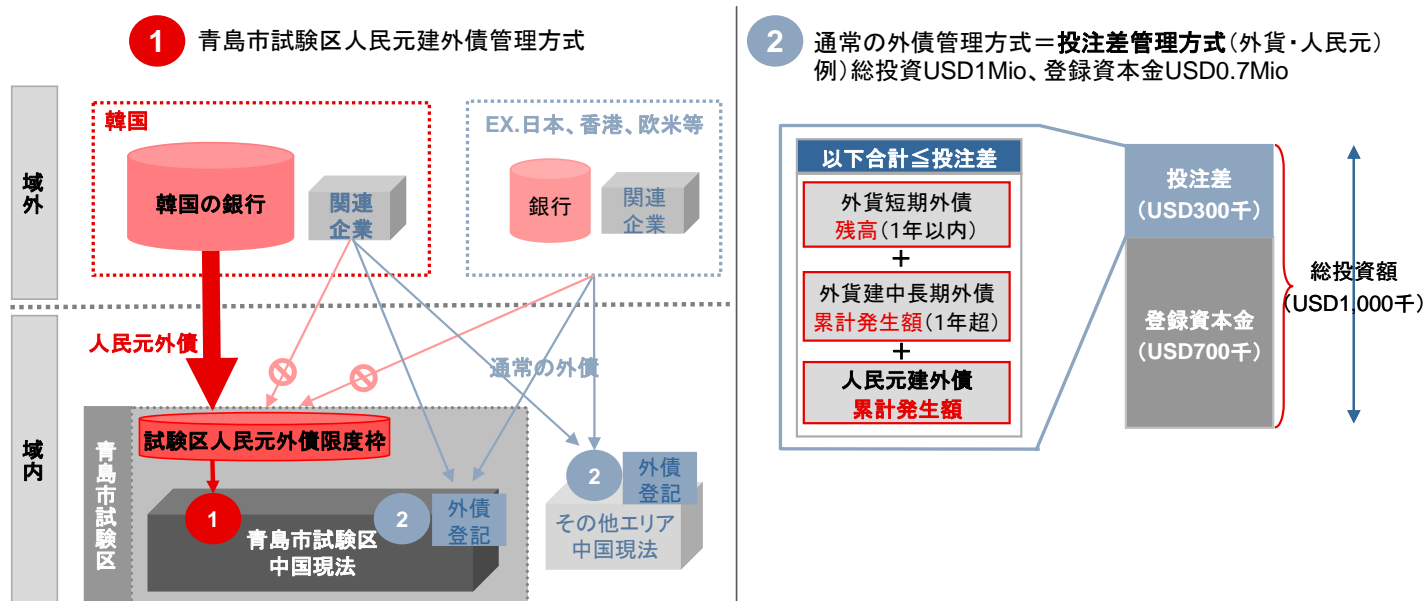
エリアで残高を管理する新たな人民元外債管理は、2012年に深圳市前海深港現代サービス業協力区での実施を皮切りに、天津エコシティや江蘇省蘇州工業園区で実施されてきました。2015年7月以降、青島の他に江蘇省昆山や広東省の南沙・横琴、福建省厦門、福建省泉州において実施されています。

<新たな人民元外債管理の特徴>

- 新管理方式試行エリアと関係が深く、人民元国際化の進展に資する域外地域の銀行からの人民元外債がより自由に調達可能
- エリア全体での残高総量管理を行い個社別の人民元外債枠を設けない、あるいは人民元外債枠を拡大(泉州のみ)

深圳市前海深港現代サービス業協力区は香港から、天津エコシティ・蘇州工業園区はシンガポールから調達する人民元外債が対象です。今般、新たな管理が開始された地域では、それぞれ青島は韓国、江蘇省昆山・福建省厦門・福建省泉州は台湾、広州・珠海は香港・マカオからの資金調達が対象です。

【図表 1: ①新たな人民元外債管理方式と②通常の外債管理】



¹ 調達上は「青島市财富管理金融総合改革試験区」。具体的には青島市の現有の行政区画を指します。

2、各地の比較

期限・金利は合理的な範囲内で自由設定する等、各地の基本的な政策内容は同じですが、いくつか相違点がありますので注意が必要です。

例えば、「厦門」の政策では、域内の人民元外債の貸付残高の総規模を台湾の人民元業務の発展状況や国家マクロ・コントロール政策等に応じて管理するとしているのに対して、「泉州」の政策では、当該管理に加え、個々の借入人の人民元借入上限額を前年度の所有者權益(純資産)の2倍までに制限しています。

また、資金用途について、「昆山」「南沙・横琴」「厦門」の政策は、借入人の企業グループ内での委託貸付は禁止していませんが、「青島」「泉州」の政策では委託貸付を禁止しています。

【図表 2:各地の人民元外債政策】

項目	山東省青島市 财富管理金融 総合改革試験区	江蘇省昆山 深化兩岸産業 合作試験区	広東省 南沙新区・ 横琴新区	福建省厦門	福建省泉州金融 服務実体經濟總 合改革試験区
借入人 (中国内)	青島市财富管理 金融総合改革試 験区に登録し、 経営・投資を行う 企業	昆山深化兩岸 産業合作試験 区に登録し、経 営している台湾 系企業	南沙新区・横琴 新区に登録し、 経営・投資を行う 企業 南沙新区・横琴 新区の重点プロ ジェクトに参加す る広東省の企業	厦門市に登録 する企業	泉州金融服務実 体經濟総合改革 試験区に登録 し、経営・投資を 行う企業・プロ ジェクト
貸出人 (域外)	韓国の銀行	①人民元業務 を扱う台湾の銀 行、②中資系銀 行が台湾に設 立した支店	人民元業務を扱 う香港とマカオの 銀行	台湾の銀行	①台湾の銀行、 ②中資系銀行が 台湾に設立した 支店
限度枠	個社別の枠無し 人民銀行がエリアの外債総規模を確定、かつ残高管理				借入人の前年度 末純資産の2倍 以内、残高管理
資金用途	実体經濟發展に 寄与すること	台湾系企業の 發展に寄与する こと	区内の生産経 営、区内・域外 プロジェクト建設	実体經濟發展 に寄与すること	泉州の実体經濟 建設に寄与する こと
資金用途 不可リスト	投資有価証券・ 金融デリバティ ブ・理財商品・非 自家用不動産の 購入、委託貸付 の実行・域内外 貸付への返済	投資有価証券・金融デリバティブ・理財商品・非自家用不動産の購入、グループ企業外への委託貸付		投資有価証券・ 金融デリバティ ブ・理財商品・非 自家用不動産の 購入、委託貸付	

「エリア全体の人民元外債の総規模」は明らかにされていませんし、新管理方式で調達した人民元外債は既存の外債とどのように区別するのか等、実務面ではまだ不明点も多い状態です。さらに、新管理に基づく人民元外債実行前に、借入企業は所在地の銀行を経由して現地の人民銀行に個別に届出を行い、承認を得る必要がある点に注意が必要です。

3、外貨管理局による新たな外債管理方式

上記では人民銀行が公布している通達についてご説明して参りましたが、外債に関しては、外貨管理局の通達に基づき、一部地域において別の管理方式も存在します。

これは、外貨管理局の「一部地域における外債マクロプルーデンス管理試行の進行に関する批復(回答)」(匯復[2015]57号)等に基づくもので、「純資産の2倍」まで外債の調達を可能にする「比例自律管理」方式と言われるものです。弊行が通達を把握している限りにおいては、遼寧省、大連市²、北京中関村、深圳前海、蘇州張家港で「比例自律管理」が行われています。

【図表 3: 比例自律管理とは】

項目	内容
外債管理方式	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外債枠について投注差管理または比例自律管理どちらかを選択できる ➢ 投注差管理を選択した後、比例自律管理方式へは変更可能 ➢ 比例自律管理方式を選択した後、投注差管理に戻すことはできない
比例自律管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 短期外債残高 + 中長期外債残高 ≤ 前年度監査報告純資産額の2倍 ➢ 中長期外債についても残高管理することになり、返済すれば外債枠が復活する

外貨管理局は今後この「比例自律管理」を適用する地域を拡大していくとの方針を示しており、外貨管理局の動きにも注目されます。

人民銀行や外貨管理局の新たな外債管理は、今後他地域に広まっていく可能性もありますので、各地の情報を引続き収集して参ります。

以上

² 大連市の規定につきましては、詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター128期

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315031801.pdf> をご参照ください。

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行青島市中心支行 关于印发《青島市财富管理金融综合改革試驗区跨境人民币贷款业务试点管理办法》的通知 青銀發〔2015〕149号</p> <p>人民銀行各支行,进出口銀行山東省分行, 国家开发銀行青島市分行, 农业發展銀行青島市分行, 各国有商業銀行青島市分行,各股份制商業銀行青島分行,中国邮政儲蓄銀行青島分行,青島銀行,青島農村商業銀行,各城市商業銀行青島分行, 各外資銀行青島分行:</p> <p>现将《青島市财富管理金融综合改革試驗区跨境人民币贷款业务试点管理办法》(以下简称《办法》)印发给你们, 并就有关事宜通知如下, 请一并贯彻执行。</p> <p>一、境内結算銀行应当依据本通知及《办法》要求开展跨境人民币贷款业务试点工作, 并履行真实性审核责任; 应认真履行信息报送义务, 及时、准确、完整地向中国人民银行人民币跨境收付信息管理系统(RCPMIS系统)报送存款账户的开立信息、账户余额信息、跨境信贷融资业务信息、以及通过该账户办理的跨境人民币资金收付信息和境内支付結算信息。</p> <p>二、境内結算銀行应依据《办法》等有关规定建立与跨境人民币贷款业务有关的内部控制制度和风险管理措施, 并报送人民銀行青島市中心支行。</p> <p>三、試驗区内企业办理跨境人民币贷款业务时, 应确定一家境内結算銀行作为其主办业务銀行, 并向该行提交办理业务的书面申请书、《企业法人營業執照》(副本)复印件、最近一期驗資報告、人民币借款合同(如合同为外文应一并提供中文翻译件)、截至申请日企业境内外人民币借款和担保等情况说</p>	<p>中国人民銀行青島市中心支行 『青島市财富管理金融综合改革試驗区におけるクロスボーダー人民元貸付業務の試行管理弁法』公布に関する通知 青銀發〔2015〕149号</p> <p>人民銀行各支行、輸出入銀行山東省支店、国家開發銀行青島市支店、農業發展銀行青島市支店、各国有商業銀行青島市支店、各株式制商業銀行青島支店、中国郵便貯蓄銀行青島支店、青島銀行、青島農村商業銀行、各都市商業銀行青島支店、各外資銀行青島支店:</p> <p>ここに『青島市财富管理金融综合改革試驗区におけるクロスボーダー人民元貸付業務の試行管理弁法』(以下略称『弁法』)を公布し、あわせて関連事項を以下の通り通知する、徹底的に執行すること。</p> <p>一、域内決済銀行は本通知および『弁法』の要求に基づきクロスボーダー人民元貸付業務の試行業務を展開し、あわせて真实性審査を責任をもって履行しなければならない。情報報告義務を真摯に履行し、遅滞無く、正確に、完全なものを中国人民銀行人民元クロスボーダー収支情報管理システム(RCPMIS システム)に預金口座の開設情報、口座残高情報、クロスボーダー貸付業務情報、および当該口座を通じて取扱うクロスボーダー人民元資金収支情報と域内支払決済情報を報告しなければならない。</p> <p>二、域内決済銀行は『弁法』等の関連規定に基づきクロスボーダー人民元貸付業務に関連する内部コントロール制度とリスク管理措置を構築し、あわせて人民銀行青島市中心支行へ報告しなければならない。</p> <p>三、試験区内企業がクロスボーダー人民元貸付業務を取扱う際、域内決済銀行一行をその幹事業務銀行として確定し、あわせて当該銀行へ取扱い業務の書面申請書、『企業法人營業許可証』(副本)コピー、直近の驗資(資本金払込検査)報告、人民元借入契約書(契約書が外国語の場合はあわせて中国語訳した文書も提出しなければならない)、申請日までの企業の域内外人民元借入と保証等を記載した</p>

明。

四、主办业务银行应对企业提交的资料进行真实性和一致性审核。资料审核无误后，主办业务银行向人民银行青岛市中心支行提交业务申请和企业人民币借款合同（如合同为外文应一并提供中文翻译件）、企业营业执照、组织机构代码证复印件等相关材料（复印件需加盖公章）办理备案登记。人民银行青岛市中心支行根据跨境人民币贷款投放额度情况确定该企业可借入跨境人民币贷款的额度，并登入“青岛市财富管理金融综合改革试验区跨境贷款台账”，银行再办理相关开户和资金汇划手续。

五、试验区内企业应按照备案登记的合同金额及有关条款办理提款。办理提款时，应在主办业务银行开立一个人民币存款账户，专门用于跨境人民币贷款的资金收入和归还跨境人民币贷款本息。主办业务银行在将提款有关信息报送 RCPMIS 系统的同时，将提款情况报人民银行青岛市中心支行备案登记。企业应在合同备案登记后的合理期限内办理提款手续，否则视为自动放弃该笔贷款合同，该合同的备案登记信息在“青岛市财富管理金融综合改革试验区跨境贷款台账”中予以撤销，同时主办业务银行关闭该人民币存款账户。

六、试验区内企业应按合同约定履行到期还款义务。办理偿还贷款本息手续时，应凭借款合同、支付命令函、纳税证明等材料到原主办业务银行办理。主办业务银行在将还款有关信息报送 RCPMIS 系统的同时，将还款情况报人民银行青岛市中心支行备案登记。

状況説明書を提出しなければならない。

四、幹事業務銀行は企業が提出した資料に対して真実性と一致性の審査を行う。資料に誤りが無いことを審査した後、幹事業務銀行は人民銀行青島市中心支行へ業務申請と企業人民元借入契約（契約書が外国語の場合はあわせて中国語訳した文書も提出しなければならない）、企業営業許可証、組織機構コード証コピー等の関連資料（コピーには公章印押下が必要）を提出して備案（届出）登記を行う。人民銀行青島市中心支行はクロスボーダー人民元貸付限度額の実施状況に基づいて当該企業が借入可能なクロスボーダー人民元貸付の限度額を確定し、あわせて「青島市财富管理金融综合改革試験区のクロスボーダー貸付台帳」に登録した後に、銀行は関連口座の開設と資金振替手続を行う。

五、試験区内企業は備案登記した契約金額と関連条項に基づいて資金を引出さなければならない。資金を引出す時は、幹事業務銀行にて人民元預金口座を一つ開設し、クロスボーダー人民元貸付の資金収入とクロスボーダー人民元貸付元利返済にのみ使用しなければならない。幹事業務銀行は引出し関連情報報告を RCPMIS システムで報告すると同時に、引出し状況を人民銀行青島市中心支行に備案登記する。

企業は契約備案登記後の合理的な期限内に引出し手続を行わなければならない。行わない場合当該貸付契約は自動的に放棄されたと見做され、当該契約の備案登記情報は「青島市财富管理金融综合改革試験区のクロスボーダー貸付台帳」中から抹消され、同時に幹事業務銀行は当該人民元預金口座を閉鎖する。

六、試験区内企業は約定契約に基づき期限到来時には返済義務を履行しなければならない。貸付元利返済手続を行う際は、貸付契約書、支払指図書、納税証明書等の資料を以って元の幹事業務銀行にて実施しなければならない。幹事業務銀行は返済関連の情報を RCPMIS システムで報告すると同時に、返済状況を人民銀行青島市中心支行に報告して備案登記する。

七、已履行的贷款合同允许展期一次，且最长不超过一年。
 試験区内企业如需办理贷款合同的展期手续，需在合同到期前持相关证明材料到主办业务银行办理。主办业务银行在将有关贷款展期信息报送 RCPMIS 系统的同时，将展期情况报人民银行青岛市中心支行备案登记。

中国人民银行青岛市中心支行
 2015年7月28日

附件

青岛市财富管理金融综合改革试验区跨境人民币贷款业务试点管理办法

第一章 总则

第一条 为进一步推进跨境人民币业务发展，支持青岛市财富管理金融综合改革试验区建设，根据《中华人民共和国人民银行法》、《关于印发青岛市财富管理金融综合改革试验区总体方案的通知》(银发〔2014〕38号)等有关法律法规和规范性文件精神，制定本办法。

第二条 本办法所指青岛市财富管理金融综合改革试验区（以下简称试验区）是指青岛市现有行政区域。

第三条 本办法所称试验区内企业（以下简称区内企业）是指在试验区注册成立并在试验区实际经营或投资的企业。

第四条 区内企业应依据本办法的规定，在真实、合法的交易基础上开展跨境人民币贷款业务，并提供相应业务资料。

第五条 本办法所称境内结算银行是指试验区内为跨境人民币业务办理资金结算的银行

七、履行済みの貸付契約は一回ロールオーバーすることができるが、最長で一年は超過しない。

試験区内企業が貸付契約のロールオーバー手続を行う必要がある場合、契約期日到来前に関連証明資料を以って幹事業務銀行での手続きが必要。幹事業務銀行は貸付のロールオーバー関連情報を RCPMIS システムで報告すると同時に、ロールオーバーの状況を人民銀行青島市中心支行に報告して備案登記する。

中国人民银行青岛市中心支行
 2015年7月28日

附属資料

青島市财富管理金融総合改革試験区におけるクロスボーダー人民元貸付業務の試行管理弁法

第一章 総則

第一条 クロスボーダー人民元業務の発展を推進し、青島市财富管理金融総合改革試験区の建設を支援するために、『中華人民共和国人民銀行法』、『青島市财富管理金融総合改革試験区の全体方案を公布することに関する通知』(銀発〔2014〕38号)等の関連法律法規と規範性文書の内容に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう青島市财富管理金融総合改革試験区(以下略称、試験区)は青島市現有の行政区域を指す。

第三条 本弁法でいう試験区内企業(以下略称、区内企業)は試験区で登記設立し、あわせて試験区で実際に経営あるいは投資を行っている企業を指す。

第四条 区内企業は本弁法の規定に基づき、真実、合法性の取引に基づきクロスボーダー人民元貸付業務を展開し、あわせて相応の業務資料を提供しなければならない。

第五条 本弁法でいう域内決済銀行は試験区内でクロスボーダー人民元業務の資金決済を取扱う銀行業金融機構

业金融机构。境内结算银行应依据本办法的规定，建立有关跨境人民币贷款业务的内部控制制度和风险管理措施，在“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”三项原则的基础上开展相关业务，履行相应真实性审核责任，同时认真履行信息报送义务，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送跨境人民币业务信息。

第六条 人民银行青岛市中心支行在上级行的指导下，根据本办法对试验区跨境人民币贷款业务实施监督管理。

第二章 跨境人民币贷款业务

第七条 本办法所称跨境人民币贷款是指区内企业从韩国银行业金融机构借入人民币资金。

第八条 跨境人民币贷款应符合国家宏观调控方向和产业政策导向，对属于出口货物人民币结算重点监管企业名单内的企业原则上不应为其办理试点业务。区内企业跨境人民币贷款应确保用于实体经济的发展，暂不得用于投资有价证券和金融衍生品，不得用于购买理财产品，不得用于购买非自用房产，不得用于发放委托贷款和归还境内外贷款等用途。

第九条 跨境人民币贷款利率、期限由借贷双方按照商业原则在合理范围内自主确定。

第十条 跨境人民币贷款业务按照人民银行宏观审慎管理要求，由人民银行青岛市中心支行从合意贷款中安排一定额度，实行余额管理。

第十一条 区内企业可以依据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第5号发布)等银行结算账户管理规定，凭

を指す。域内決済銀行は本弁法の規定に基づき、クロスボーダー人民元貸付業務に関連する内部コントロール制度とリスク管理措置を構築し、“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”の三原則に基づき関連業務を展開し、相応の真実性審査を責任をもって履行し、同時に情報報告義務を真摯に履行し、遅滞無く、正確に、完全なクロスボーダー人民元業務情報を人民元クロスボーダー収支情報管理システムへ報告しなければならない。

第六条 人民銀行青島市中心支行は上級行の指導の下、本弁法に基づき試験区クロスボーダー人民元貸付業務に対して監督管理を行う。

第二章 クロスボーダー人民元貸付業務

第七条 本弁法でいうクロスボーダー人民元貸付は区内企業が韓国の銀行業金融機構から借入した人民元資金を指す。

第八条 クロスボーダー人民元貸付は国家のマクロコントロール方向と産業政策指導動向に合致しなければならず、輸出貨物人民元決済重点監督管理企業リストの企業に対して原則上その試行業務を行ってはならない。区内企業のクロスボーダー人民元貸付は実体経済の発展に用いられることを確実に保証しなければならず、投資有価証券と金融デリバティブ、理財商品の購入、非自家用の不動産購入、委託貸付の実行と域内外貸付の返済等の用途に用いてはならない。

第九条 クロスボーダー人民元貸付の利率、期間は借入人と貸付人の双方が商業原則に基づいて合理的な範囲で自主決定する。

第十条 クロスボーダー人民元貸付業務は人民銀行マクロプルーデンス管理要求に基づいて、人民銀行青島市中心支行が合意した貸付の中から一定の限度額を割り振り、残高管理を行う。

第十一条 区内企業は『人民元銀行決済口座管理弁法』(中国人民銀行令〔2003〕第5号公布)等の銀行決済口座管理規定に基づき、借入契約に基づき域内決済銀行で人

借款合同在境内结算银行开立一个人民币存款账户，专门用于跨境人民币贷款的资金收付。该账户存款利率按照中国人民银行公布的活期存款利率执行。

第十二条 境内结算银行应当对区内企业跨境人民币贷款资金使用的真实性和合规性进行审查，监督区内企业依法合规使用人民币资金。在办理结算业务过程中，境内结算银行应当根据有关审慎监管规定，要求区内企业提供支付命令函、资金用途证明等材料，并进行认真审核。

第十三条 区内企业偿还跨境人民币贷款本息应凭借款合同、支付命令函、纳税证明等材料到原贷款结算银行办理。

第三章 跨境人民币贷款业务监督

第十四条 区内企业、境内结算银行应当建立跨境人民币贷款业务台账，认真履行信息报送义务。

第十五条 银行应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和人民银行的相关规定，切实履行反洗钱和反恐融资义务，预防利用跨境人民币贷款业务进行洗钱、恐怖融资等违法犯罪活动。

第十六条 人民银行青岛市中心支行依据本办法对跨境人民币贷款业务实施非现场监管和现场检查。

第四章 附则

第十七条 区内企业、境内结算银行违反本办法有关规定的，人民银行青岛市中心支行可以暂停其办理相关跨境人民币业务。违反其他法律法规规定的，依据有关规定处理。

民元預金口座を一口座開設し、クロスボーダー人民元貸付の資金収支のみに使用することができる。当該口座の預金利率は中国人民銀行が公布する普通預金利率に基づいて執行する。

第十二条 域内決済銀行は区内企業のクロスボーダー人民元貸付資金の使途に対して真実性・合法性を審査し、区内企業の法に則った合法的な人民元資金の使用を監督しなければならない。決済業務取扱過程で、域内決済銀行は関連するマクロプルーデンス監督管理規定に基づき、区内企業に支払指図書、資金用途証明等の資料の提出を要求し、あわせて真摯に審査を行わなければならない。

第十三条 区内企業のクロスボーダー人民元貸付元利返済は貸付契約書、支払指図書、納税証明等の資料を以つてもとの貸付決済銀行で行う。

第三章 クロスボーダー人民元貸付業務の監督

第十四条 区内企業、域内決済銀行はクロスボーダー人民元貸付業務台帳を作成し、情報報告義務を真摯に履行しなければならない。

第十五条 銀行は『中華人民共和国アンチマネーロンダリング法』と人民銀行関連規定に基づいて、アンチマネーロンダリングと反テロ融資義務を着実に履行し、クロスボーダー人民元貸付業務を利用したマネーロンダリング、テロ融資等の違法犯罪活動を予防しなければならない。

第十六条 人民銀行青島市中心支行は本弁法に基づきクロスボーダー人民元貸付に対してオフサイト監督管理とオンサイト検査を実施する。

第四章 附則

第十七条 区内企業、域内決済銀行が本弁法関連規定に違反した場合、人民銀行青島市中心支行はその関連クロスボーダー人民元業務を一時停止することができる。その他法律法規規定に違反した場合、関連規定に基づき処理する。

第十八条 本办法由人民银行青岛市中心支行负责解释。	第十八条 本办法は人民銀行青島市中心支行が解釈に責任を負う。
第十九条 本办法自发布之日起实施。	第十九条 本办法は公布日から実施する。

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室